

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 高松市松縄町1023番地30

審査請求人 宮脇 周子

2 公示事項

審査請求人が、平成21年7月13日提起した、高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業に係る換地処分に対する審査請求について、平成22年3月31日裁決を行ったが、審査請求人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁（香川県土木部都市計画課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当審査庁に連絡の上、受領されたい。